

### ～あなたの命 大切ないのち～ 3月は自殺対策強化月間です

わが国では昨年2万5,000人の方が、自殺により大切な命を落としています。自殺は個人の意志や選択の結果ではなく、追い込まれた末の死です。「気づき」「つながり」「見守り」を大切に、身近な人のこころの不調に早く気づき、自殺予防につなげましょう。

- 街頭キャンペーン＝**日**3月6日(金) 午後6時 **所**下関駅前
- 自殺予防パネル展示＝**期**3月9日～13日 **所**市役所本庁舎本館1階ロビー
- 心の健康相談＝**日**①3月18日(水) 午後1時～3時＝豊北保健福祉センター ②3月20日(金) 午後1時～3時＝市役所本庁舎新館3階 **申**電話で成人保健課へ。  
**期**成人保健課(☎231-1419)

### 家庭児童相談室を 利用しましょう

子育てや家庭の悩みを専門の相談員が無料で相談に応じます。



緊急の場合、なかべこども家庭支援センター「紙風船」(☎266-11935)、下関児童相談所(☎223-191)が24時間365日の相談体制を整えています。

▼受付時間 平日午前8時30分～午後5時 ▼専用電話 ☎231-1980 (夜間・休日は「紙風船」に転送) **期**こども保健課(☎231-1432)

### 特定不妊治療費の助成に 一部変更があります

市内在住で、平成26年4月以降に不妊治療を受けている戸籍上の夫婦(夫婦合算の前年度の所得金額(控除後)が730万円未満の場合)

の体外受精・顕微授精)  
▼平成26年度以降、新たに助成制度を利用する方のうち、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合 年間助成回数の限度は廃止され、通算助成回数は6回までとなります。

▼平成25年度までに助成制度を利用した方と、平成26年度以降、新たに助成制度を利用する方のうち、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳以上の方の場合 現行制度と変更ありません。

▼現行制度 ①1回の治療につき上限15万円(治療ステージ「C」「F」は1回の治療につき上限7万5000円)を初年度目に限り3回まで。2年度目以降は1年度2回まで。通算5年間(10回を超えない)。詳細は、厚生労働省の通算助成回数早見表を確認を。

●一般不妊治療費(健康保険適用の自己負担分)助成制度・人工授精費

### 人とのつきあい方が変わる！ こころの健康応援講座

3月21日(土)午後1時30分～3時30分 **所**環境みらい館 **期**▼講話 心豊かな人間関係を保つコミュニケーション術 / 講師 横山博司氏(公立大学法人下関市立大学経済学部教授) / レクリエーションの実技 心も体もリフレッシュ！人とつながるレクリエーション / 講師 丸林奈保子氏(福祉レクリエーションワーカー)



※動きやすい服装で参加を **期**成人保健課(☎231-1935)

(健康保険適用外)助成制度 変更ありません。  
**期**平成27年3月31日(火)までに、成人保健課、菊川・豊田・豊浦・豊北・彦島・山陽・新下関の各保健(福祉)センターへ。※申請書などは市ホームページからダウンロード可。詳細は問い合わせを **期**成人保健課(☎231-1446)



## 福祉・医療

### ひとり親家庭の 親の資格取得を支援します

ひとり親家庭の親で就職に有利な資格取得のため、看護学校などへの修業を検討している方に、生活状況や所得(児童扶養手当受給者

等)に応じて貸し付けや給付金が受けられる場合があります。子育てをしながらの就労や修業に不安を感じている方、一度相談に来ませんか。(要予約)

市内在住の母子家庭の母か父子家庭の父で、看護師や理学療法士など就職に有利な資格の取得を目指している方か、平成27年度に修業予定の方 **期**こども家庭課(☎231-1358)

### ふくふく通信「ちやるぶ」を 配布しています

民生委員・児童委員、保育園、幼稚園を通じて、子育て応援情報誌「ふくふく通信」ちやるぶ」2015年号を未就学児のいる世帯に配布しています。届いていない対象世帯の方には、こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所でお渡しします。※市ホームページにも掲載しています **期**こども家庭課(☎231-1353)

### 病児保育

子どもが病気の時に、保護者が仕事などの理由で家庭で保育できない場合、一時的に預かります。



※連続の利用は原則7日以内 **期**0歳～小学3年生までの病気の子ども **期**月曜日～金曜日 午前8時～午後6時、土曜日 午前8時～午後2時 ※日曜日、祝日、

お盆、年末年始は利用不可 **所**こやかルーム(うめだ小児科) ☎245-5691、わかば病児保育所(昭和病院) ☎233-0548、おひさまキッズハウス(青葉こどもクリニック) ☎256-2865、病児保育室(こいえ(かねはら小児科) ☎250-9876) **期**(1日) 市民税課 世帯：2000円 ▼市民税非課税世帯・生活保護世帯：1000円 **期**事前に登録申請書の提出を。 ※利用の時は、病児保育指図書(病院での診察の際にもらってください)が必要 **期**こども家庭課(☎231-1353)

### 母子父子寡婦福祉資金の 貸付について

進学にかかる費用や就職の準備金など、子どもの福祉の増進を図り、経済的に自立するために必要な資金を貸す制度です。申請を受けてから資金を貸すまで通常1カ月以上かかりますので、早目に相談を。 ※申請する前に事前面談が必要(要予約) ※貸し付けには一定の条件あり ※申請後の審査により、申請額の減額や、貸し付けができない場合あり **期**市内在住で子どもを扶養している母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦(死別・離婚などで配偶者のいない方)、父母のいない児童 **期**申請期限 毎月10日 **期**こども家庭課(☎231-1358)

## 高齢者健康づくり活動住民グループに対して助成します

④ 次の2つの条件を満たす住民グループ

▽法人格を持たず、高齢者の運動機能の維持と向上を目的とする体操教室を自主的に開催すること

▽65歳以上の方10人以上で構成されていること

④ 4月17日(金)までに、所定の申請書に、平成27年度の活動計画書、収支予算書、団体規約か会則、団体登録シート、参加者名簿を添付して、いきいき支援課へ。※申請書などは、いきいき支援課、各総合支所市民生活課に用意。市ホームページからもダウンロード可

いきいき支援課(☎231-1340)



## 各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

## 国民健康保険料は 便利な口座振替で

保険料の納付は、便利で確実に納められる口座振替がお勧めです。



国民健康保険料納入通知書、預

貯金通帳、通帳印 ④市内に本支店がある金融機関か郵便局へ。国民健康年金課(☎231-1689)、各総合支所市民生活課

## 後期高齢者医療健康診査の受診を

④後期高齢者医療制度の被保険者 ④平成27年3月31日(火)まで

▽健診項目④問診、診察、血液検査(貧血検査含む)、尿検査

▽受診券④市内の各医療機関(受診券と一緒に一覧表を送付) ④受診券を紛失した場合④被保険者証、印鑑を持参して、保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所

④受診した健診機関から郵送で通知か、直接結果を説明 ④500円

④健康診査受診券(黄色の紙)、質問票(質問が記載してある紙)、後期高齢者医療被保険者証

国民健康年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

## 口座振替で国民健康保険料の支払いを希望する方へ

国民健康保険料の支払いが特別徴収(年金引き去り)の方で、口座振替に変更したい方は申請を。

6月支給分年金からの特別徴収中止を希望する方は、3月31日(火)までに申請を。特別徴収になる前まで納付書で支払いをしていた方は、事前に金融機関で口座振替の

手続きが必要です。

④印鑑、保険証、口座振替依頼書

本人控(以前納付書払いの方のみ) ④国民健康年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

国民健康年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

## 交通事故のときは必ず国民健康保険等に届け出を

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入中、交通事故など第三者から被害を受け、国民健康保険や後期高齢者医療制度を使って治療を受けた場合、第三者行為による被害届が必要です。

④国民健康年金課、各総合支所へ。 ④国民健康年金課 ④給付係(☎231-1668)

④後期高齢者医療係(☎231-1306) ④各総合支所市民生活課

## 介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

④市内に住所がある、昭和25年4月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方

④介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

④介護保険課(☎231-3184)、各総合支所市民生活課

▽菊川(☎287-4006) ④豊田(☎766-2687) ④豊浦(☎772-4021) ④豊北(☎782-1924)

## 国民健康保険料は必ず納期限までに

皆さんが病院などで診療を受けたときの医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。保険料は必ず納期限内に納めましょう。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。

④国民健康年金課(☎231-1689)、各総合支所市民生活課

国民年金の相談会

総合支所管内での平成27年度国民年金の相談会の開催予定日をお知らせします。

④菊川総合支所④4月16日、6月18日、8月20日、10月15日、12月17日、2月18日

④社会福祉協議会豊田支所④5月22日、7月24日、9月25日、11月27日、1月22日、3月25日

④川棚公民館④5月19日、7月21日、9月15日、11月17日、1月19日、3月15日

④豊北総合支所④4月23日、5月28日、6月25日、7月23日、8月27日、9月24日、10月22日、11月26日、12月24日、1月28日、2月25日、3月24日

④時間④いずれも午前10時～午後

4時

④閣下関年金事務所(☎222-5587)、市保険年金課(☎231-1931)



## 弁護士無料法律相談

④豊北総合支所④3月20日(金)午後1時～4時 ④6人(先着順) ④3月2日～20日に、電話で豊北総合支所(☎782-1917)へ。

④市民相談所④毎週月・木曜日 ※祝日休み ④12人(相談日の1週間前から直接か電話で予約を) ※職員による一般相談も平日(午前8時30分～午後4時30分)に実施

④市民相談所(☎231-3730)

## 「ヤングテレホン下関」相談窓口の利用を

青少年の友人・家族・異性関係・進路・健康や性・ひきこもりなどの相談に応じます。

④悩みを持つ青少年、その保護者など

④平日の午前11時～午後7時 ④相談電話④231-7838(面談は要予約) ④ksoudan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

④国生涯学習課(☎231-7968)

## マークの見方

④対象 ④日時 ④期間 ④場所 ④内容 ④講師 ④定員 ④対象者など ④持参する物 ④申込方法 ④共通事項 ④問合せ先